

佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金交付要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金交付要綱（平成27年3月24日佐久市告示第33号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、使用するペレットに関しあらかじめペレットを供給する者との間で、協定の期間（3年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結しなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年5月10日から施行する。